おおた　みんなのつどいプロジェクト表彰実施要綱

令和７年２月20日

おおた　みんなのつどいプロジェクト実行委員会

（目的）

第１条　この要綱は、おおた　みんなのつどいプロジェクトの取組の一つとして、障がい理解を取り入れた地域活動等（以下「地域活動」という。）を表彰すること（以下「表彰」という。）により、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第７条に規定する地域社会における共生、差別の禁止等の基本原則に関する区民の関心及び理解が深まることを目的とする。

（事業内容）

第２条　表彰の対象となる地域活動は、障がいのある人もない人も笑顔になるものであり、かつ、大田区内の各地域において障がい理解を実践的に取り組んでいる内容とする。また、地域活動の内容は、広く周知できるものでなければならない。

(対象外の活動)

第３条　次に掲げる地域活動は、対象外とする。

(１)　営利目的の活動

(２)　宗教、政治活動

（応募資格）

第４条　大田区内で活動実績がある団体、企業等とする。

（応募方法）

第５条　応募は、「おおた　みんなのつどいプロジェクト表彰応募用紙」（別記様式）に地域活動の内容を記入して提出するものとする。応募にあたっては、自薦他薦を問わない。ただし、他薦の場合、地域活動主体からの同意を得たものでなければならない。

(１)　地域活動の実施前に応募する場合は、開催の案内等を添付すること。

(２)　地域活動の実施後に応募する場合は、事業の案内、写真等実施したことがわかる資料を添付すること。ただし、応募及び写真の添付等について参加者等から同意を得なければならない。

(３)　提出先

事務局（大田区福祉部障害福祉課）

（募集期間）

第６条　原則、毎年５月１日から９月30日までとする。

（審査、表彰）

第７条　応募のあった地域活動の中から「おおた　みんなのつどいプロジェクト実行委員会」（以下「実行委員会」という。）で審査の上、取組などを障害者週間に表彰するものとする。

（その他）

第８条　その他必要な事項は、実行委員会が別に定める。

付　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

おおた　みんなのつどいプロジェクト表彰応募用紙

おおた　みんなのつどいプロジェクト実行委員会　宛

|  |
| --- |
| 地域活動について（お願い）・具体的に記入してください。・写真等提供いただける場合は、写真のデータを別途添付してください。・必要に応じて別紙、チラシ等添付ください。・必ずしも、全ての項目を埋める必要はありません。 |
|  | １　地域活動名２　団体名３　団体の紹介□　いつから　□　活動人数□　活動場所□　活動日□　主な活動内容　　　例）〇〇の会員は、平成〇年から地域貢献の一環として○○を目的に活動をスタートしました。〇〇を通して、地域との連携を図っています。４　これまでの活動（昨年度・今年度のイベントや活動等）５　活動を通して□エピソードややりがい等□利用者の声・近所の方の声・職員の声・協力者の声６　今後の活動予定７　会員からのメッセージ８　その他（団体のアピール等） |
| 応募団体 |
|  | 応募した内容及び写真等の報告書などへの掲載及び電子メールでの送受信について、同意します。また、掲載等について参加者から同意を得ています。年　　月　　日団体名　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電　話：　　　　　　　　　　　　　　F A X ：メール： |
| ■他薦の場合のみ記入ください。推薦者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ■郵送、持参等の場合144-8621　大田区蒲田5-13-14　福祉部障害福祉課（障害事業）　電話：03-5744-1251　FAX：03-5744-1555 | ■メールの場合shofuku@city.ota.tokyo.jp |